

第 8 号の 2 様式（第 1 0 条の 2 関係）

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

令和5年4月1日

個 人 情 報 フ ァ イ ル の 名 称	校務支援ファイル
行 政 機 関 等 の 名 称	東京都板橋区教育委員会
個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	教育委員会事務局 教育支援センター 教育 ICT 推進係 電話番号 03（3579）2196
個 人 情 報 フ ァ イ ル の 利 用 目 的	校務支援ファイルは、学校教育法第 21 条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条に基づき、学校教育に関する事務、教職員の人事管理に関する事務、児童・生徒の管理に関する事務、その他学校運営に関する事務に利用し、保有している。
記 録 項 目	別紙「記録項目」のとおり
記 録 範 囲	(1)区立小中学校及び天津わかしお学校に在籍する児童生徒及びその保護者 (2)区立小中学校、天津わかしお学校及び区立幼稚園に所属する教職員 (3)教育委員会事務局職員 学校教育法施行規則の規定により、表簿を 5 年間保有。ただし指導要録は卒業後 20 年間保有。
記 録 情 報 の 収 集 方 法	収集の相手方： (1)区立小中学校及び天津わかしお学校に在籍する児童生徒及びその保護者 (2)区立小中学校、天津わかしお学校及び区立幼稚園に所属する教職員 (3)教育委員会事務局職員 収集の手段： 学校及び教育支援センターが作成した電磁的記録を集約
要 配 慮 個 人 情 報 が 含 ま れ る と き は 、 そ の 旨	■含む（上記記録項目の日常生活に関する情報及び健康診断に関する情報） □含まない
記 録 情 報 の 経 常 的 提 供 先	■あり（経常的提供先 子ども家庭総合支援センター支援課・援助課） □なし

開示請求等を受 理する組織の 名称及び所在地	東京都板橋区総務部区政情報課	
	〒173-8501 東京都板橋区板橋 2-66-1	
訂正及び利用停止に 関する他の法令の規 定による特別の手 続等	☐ あり（他の法令の規定） ☒ なし	
個人情報 ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理 ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当す るファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工 情報の提案の募集を する個人情報 ファイルである旨		
行政機関等匿名加工 情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工 情報の概要		
作成された行政機関等 匿名加工情報に関する 提案を受ける 組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等 匿名加工情報に関する 提案をすることが できる期間		
備考	業務の名称	校務に関する業務（教育支援センター）
	ファイルに 記録される 本人の数	約 35,000 人
	その他	